地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年1月19日

横浜市契約事務受任者 環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要地下駐車場の(緊急)復帰作業委託
- 2 履行(納品)場所 市庁舎地下2階駐車場
- 3 契約日令和2年11月6日
- 4 履行日又は履行期間 令和2年11月6日
- 5 契約金額 15,030円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)一般社団法人 日本自動者連盟 会長 藤井 一裕 所在地:神奈川県横浜市神奈川区片倉2-1-8
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和2年11月6日に、庁舎公用車駐車場にて落輪による駐車台の破損が発生しました。

本件により、駐車場の利用が困難となり市民の利用に支障をきたし、緊急を要する ため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を締結します。

- 8 契約の相手方の選定理由 必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる業者を選定しました。
- 9 所管課 環境創造局緑地保全推進課